

別表1

在宅利用料金表(R1. 10.1)

B 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護

1 万葉苑・「ますだ」ハイツ(多床室)

(単位：円)

基本単位数							加算単位数				単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(日額)								
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化I	機能訓練体制	看護体制II(介護)	夜間職員配置III(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
上段(基本単位数+加算単位数) 中上段(処遇改善単位数) 中下段4(特定処遇改善単位数) 下段(単位数計)																												
438	545	586	654	724	792	859	18	12	8	15	468	575	639	707	777	845	912	1割負担	第1段階	300	0	820	939	1,009	1,085	1,162	1,238	1,313
											39	48	53	59	64	70	76		第2段階	390	370	1,280	1,399	1,469	1,545	1,622	1,698	1,773
											13	16	17	19	21	23	25		第3段階	650	370	1,540	1,659	1,729	1,805	1,882	1,958	2,033
											基準費用額		1,392	855	2,767	2,886	2,956		3,032	3,109	3,185	3,260						
											2割負担		1,392	855	3,287	3,525	3,665		3,817	3,971	4,123	4,273						
3割負担		1,392	855	3,807	4,164	4,374	4,602	4,833	5,061	5,286																		

2 「ますだ」ハイツ(ユニット個室)

(単位：円)

基本単位数							加算単位数				単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(日額)								
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化I	機能訓練体制	看護体制II(介護)	夜間職員配置IV(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
上段(基本単位数+加算単位数) 中上段(処遇改善単位数) 中下段4(特定処遇改善単位数) 下段(単位数計)																												
514	638	684	751	824	892	959	18	12	8	20	544	668	742	809	882	950	1,017	1割負担	第1段階	300	820	1,724	1,861	1,944	2,018	2,099	2,175	2,248
											45	55	62	67	73	79	84		第2段階	390	820	1,814	1,951	2,034	2,108	2,189	2,265	2,338
											15	18	20	22	24	26	27		第3段階	650	1,310	2,564	2,701	2,784	2,858	2,939	3,015	3,088
											基準費用額		1,392	2,006	4,002	4,139	4,222		4,296	4,377	4,453	4,526						
											2割負担		1,392	2,006	4,606	4,880	5,046		5,194	5,356	5,508	5,654						
3割負担		1,392	2,006	5,210	5,621	5,870	6,092	6,335	6,563	6,782																		

3 加算

区分	内容	
①サービス提供体制強化加算Iイ	日	・当該特養と短期入所事業所の介護職員の総数(常勤換算)のうち、介護福祉士を60%以上であること。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
②機能訓練加算	日	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。
③看護体制加算II(介護)	日	・看護職員を常勤換算方式で利用者数が25又はその端数を増す毎に1名以上配置し、病院等と看護職員が24時間連絡体制を確保していること。
④夜間職員配置加算IIIイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(従来型)
⑤夜間職員配置加算IVイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(ユニット型)
⑥介護職員処遇改善加算I	日	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の8.3%を加算。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
⑦介護職員等特定処遇改善加算I	日	・介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善。所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の2.7%を加算)

4 他加算

区分	一日負担額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
⑧個別機能訓練加算	56	112	168	・常勤で専任の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能の向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、目的の機能訓練の項目を準備し、セラピスト等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3カ月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行っていること。
⑨送迎加算	184	368	552	・送迎が必要と認められる利用者に対して、送迎車両により利用者の居宅まで個別に送迎した場合について加算
⑩療養食加算	8	16	24	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
⑪長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	△30	△60	△90	・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算。

5 介護保険給付対象外サービス

区分	金額	内容	区分	内容	
①理髪・美容	丸刈り	実費	毎月1回、理美容師の出張による理美容	③外来食事代	朝食 392円 昼食 500円 夕食 500円
	カット	実費	サービス(調髪、顔そり洗髪等)	④コピー代	1枚につき白黒10円、カラプリント20円、カラコピー30円
	パーマ	実費	業者名：益田理容組合、NNK介護福祉サービス	⑤日用品・嗜好品	実費
②クラブ活動等	実費	材料費等実費	⑥電話料金	1通話10円	